

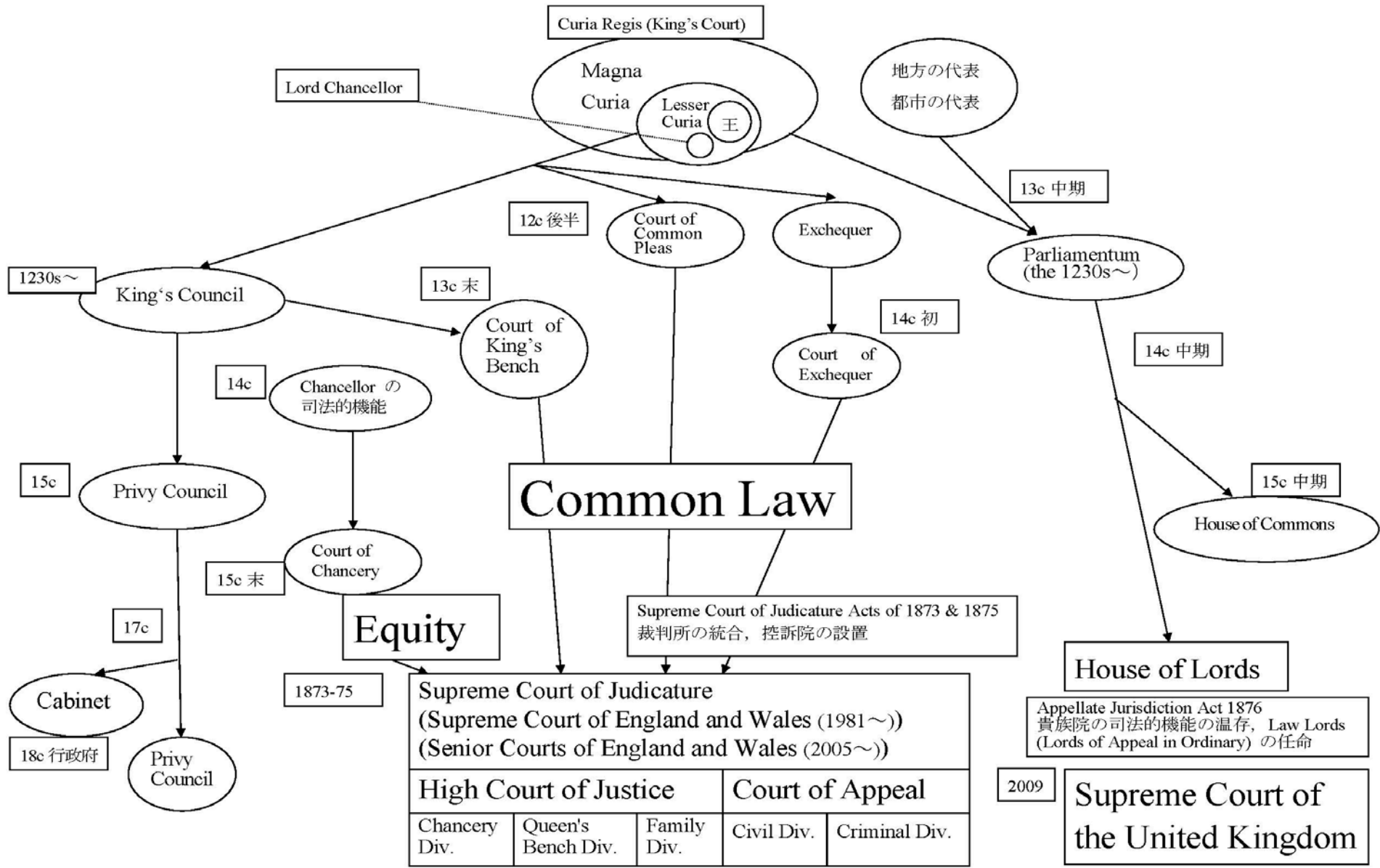
アメリカ法

第2回

丸山 英二

2. 英米法ないしアメリカ法の特徴

イギリスの統治機関の歴史（裁判所制度と判例法の生成の経緯，民事に焦点を定めている）



Curia Regis

1066.10: Normandy公WilliamがHastingsの戦いでイングランド軍に勝利。

1066.12: Williamがイングランド国王William I として戴冠。Curia Regisの輔弼を得て統治。

【機能】

王権(立法, 司法, 行政の区分は認識されず)の行使にあたって国王を輔弼。

【構成員】

Magna Curia——tenants-in-chief と高位の聖職者 + Lesser Curia 構成員

tenants-in-chief: 直属受封者: 国王から直接封土を受けている者

House of Lords の前身。

Lesser Curia——国王の近臣と役人 + Lord Chancellor

Lord Chancellor: 大法官: 国璽(Great Seal)保管者, Curia Regis(Magna Curia, Lesser Curia)の代表者。

Royal Courts

【国王裁判所】

Court of Common Pleas——民事事件

Court of King's (Queen's) Bench——刑事事件, 不法行為事件 [King's Peace]

Court of Exchequer——租税事件

【在来の裁判所】

- ・領主裁判所＝莊園裁判所
- ・地方共同体裁判所 (州shire, 百戸邑hundred)
- ・商事裁判所
- ・教会裁判所

Lord Chancellor / House of Lords

【Lord Chancellor(大法官)の職】

- ◆Keeper of the Great Seal(国璽尚書)
- ◆The Speaker of the House of Lords(～2006.7.4.)
- ◆Minister of the Crown でほぼ確実に Cabinet の構成員(法律問題・憲法問題担当)
- ◆President of the Supreme Court (Senior Courts) (Court of Appeal + High Court)(～2006.4.3.)
- ◆President of the Chancery Division of High Court(～2006.4.3.) (→Chancellor of the High Court)
- ◆最高裁事務局長(裁判官職への任命に際して実質的に中心となる。～2006.4.3.)

【Constitutional Reform Act, 2005(2005.3.24)】

- ◆Lord Chancellor 職は残されたが、貴族院議長職や司法部の地位は他の者に移された。最高裁判所設置;裁判官任命委員会設置。

House of Lords

- ◆背景——19世紀の半ば(O'Connell v. The Queen (1844))に、法曹資格がない貴族は裁判に関与しないという慣例ができた。
 - ◆Supreme Court of Judicature Act of 1873(最高法院法)で一旦、貴族院の最高裁判所としての管轄権の廃止を定められていた(1874年の施行予定)が、1874年、政権が自由党(Gladstone首相)から保守党(Disraeli首相)に移ったため、1873年法の施行が延期され、翌1875年のSupreme Court of Judicature Act of 1875で貴族院の司法機能を廃止する規定が削除された。
 - ◆Appellate Jurisdiction Act 1876——Lords of Appeal in Ordinary(常任上告貴族)= Law Lords(法律貴族)の職の新設、1968年～11名、1994年～12名を最大限とする(2009.10のJustices of the Supreme Courtへの移行時も12名)、Lord Chancellor、高位の司法職にあった者とともに、最低3名、通例5名で appellate committee を構成し、最高裁として機能する。
- 【Constitutional Reform Act, 2005(2005.3.24)】
- ◆Supreme Court of the United Kingdomの設置(2009.10)。

訴訟開始令状(original writ)

【Royal Courts】

- ・人民訴訟裁判所(Court of Common Pleas)
- ・王座裁判所(Court of King's Bench)
- ・財務府裁判所(Court of Exchequer)

【Original Writs】(以下, Common Pleasに焦点を当てた説明)

・Royal Courtsで訴訟を提起するためには, 手数料を支払ってChanceryから original writs の発給を得ることが必要 ← Royal Courtsでの手続は例外的に与えられる恩恵(既存の手続として, 領主裁判所, 地方共同体裁判所, 商事裁判所, 教会裁判所, 巡回[巡察]裁判官による巡回裁判があった)。

12世紀末までに、定型的な事件に対しては申立てによって当然に発給される定型令状(writ of course)が揃った。その後も必要に応じて新たな令状が出されたが, 13世紀中期にかけて先例がない令状の発給が控えられるようになり, Provisions of Oxford 1258では, Chancellorが先例のない令状を発給するには, king's councilの同意が必要と定められた。

Common law における訴訟方式 (forms of action)

○事件の事実関係——原告が認識するところ



○訴訟開始令状←大法官府 (Chancery)



○訴答 (pleading: 訴状 (declaration), 答弁書 (plea), 再答弁書, 再々答弁書……)

①Debt (金銭債務訴訟) の declaration において主張されるべき事項

確定額の金銭債務と反対給付; 被告が既に反対給付を現実に受領していること;
債務不履行 (The Breach); 損害額 (The Damages)

②Covenant (捺印契約訴訟) の declaration において主張されるべき事項

捺印証書の作成; 約束の内容; (停止条件の成就); 約束の不履行; 損害額



○審理方法

[次スライド]

訴訟方式 (forms of action)

○審理方法

◆土地の所有権(単純封土権 fee simple)をめぐる訴訟——原則として決闘(champion の利用可), 被告の選択によって grand assize

◆金銭債務訴訟, 動産引渡請求訴訟(detinue)——雪冤宣誓(compurgation; wager of law——被告が自分に金銭ないし動産を支払う・引渡す債務がないことを宣誓し, 11人の宣誓補助者が被告の宣誓の信憑性を肯定する証言をすれば被告が勝訴した。)

◆捺印契約訴訟—陪審など



○判決(の効力)

◆損害賠償を命じるか現実の履行を命じるかなど。

◆強制執行の対象となるものは何か(動産に限られるか, 不動産も含まれるか, など)

◆訴訟開始令状の選択で規定される訴訟の類型のことを訴訟方式(forms of action)という。

Common Law

- ◆Royal courtsが確立する前から存在した領主裁判所，地方共同体裁判所，商事裁判所，教会裁判所は，地域によって，当事者の身分によって手続・法が異なった。
- ◆Royal courtsでは，laws and customs of England, the law and custom of the realm, general custom of the realm(イングランド／王国の法と慣行)が行われるものと主張され，認識された。
↓
- ◆general custom common to the whole land 王国共通の法
↓
- ◆Common Law ――Royal courts が形成した法をコモン・ローと呼ぶようになった。

Equity

(i) 大法官 (Lord Chancellor) の司法機能 (14世紀) — 大法官府裁判所 (Court of Chancery) の成立 (15世紀末)

- ・13世紀末, コモン・ローの硬直化

(例) 捺印証書の効力の絶対視 (詐欺・強迫によって作成されたものであったり, 既に履行されたりしていても, 証書中の債務の履行が強制された; 当事者尋問の否認。

- ・社会の混乱のためや, 相手方が権力や金銭力を利用して陪審や裁判官に圧力をかけるために, 適切な救済が得られない。

- ・令状の体系の固定化 → コモン・ローにおいて適切な救済が与えられない。

⇒ 国王または国王評議会 (King in Council) に宛てて, 救済を求める請願・申立て (petition) がなされる

← コモン・ロー裁判所成立後も国王や国王評議会に裁判権は残存していると考えられた。

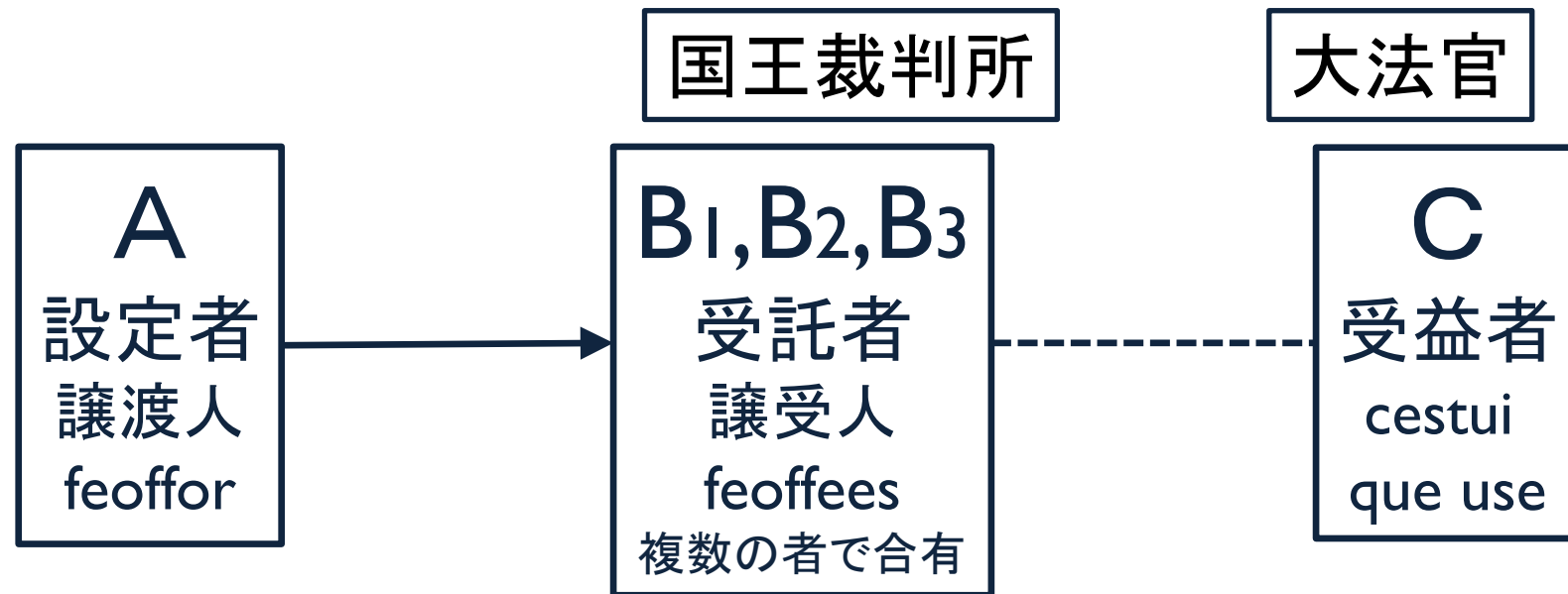
Equity

- ・その申立ての処理は大法官に付託される
 - ← ① 国王評議会の代表者と考えられた。
 - ② コモン・ロー裁判所における訴訟の開始に必要なoriginal writを発給するChanceryの長で、コモン・ローの実務に通じていた。
- 後に、申立ては大法官および国王評議会宛に、そして14世紀末までに申立ては直接大法官宛になされるようになった。
- ・大法官は、当初は、King in Councilの名で、後(1474)には、みずからの名前で救済を与える命令を出すようになる)。
- ・大法官は、当事者に対する尋問を通して、法律行為や書面の背後にある当事者の意図や状況を調べた
 - ←大法官は、Thomas Wolsey(1515～1529)まで、一貫して聖職者の出身であり、懺悔聴聞の経験が豊かであった。ちなみに、Wolseyの次の大法官はThomas More(1529～1532)。

Equity

- ・大法官は、救済を与えるべきと判断すれば、被告のコモン・ロー上の権利を否定することなく、良心と公平との名において(in the name of good conscience and equity), 妥当な救済を与える命令(decree)を被告に対して出した
 - ・恩惠的に, 個別的に, 裁量的に, 対人的に。
 - ・エクイティは対人的に働く〔Equity acts in personam.〕
 - ・特定履行命令 (specific performance) と 差止命令 (injunction) — 命令に従わない場合には裁判所侮辱罪 (contempt of court) で, 被告が命令に服従する心証が得られるまで拘禁したり, 罰金を科したりした。
- ⇒このような大法官の処理が集積してできた判例法がエクイティ(equity)である。

ユース受益者の権利の大法官による保護



A enfeoffed B of Blackacre to the use of C.

- ・能動ユース——受益者のために、受託者が不動産を管理・運用・処分する。
- ・受動ユース——受託者は、受益者が不動産を使用・収益することを容認する。

目的: ①財産所有が禁止される者に財産からの受益を可能にする。

②不動産遺贈禁止の回避, ③土地保有に伴う封建的付随負担の回避

【大法官によるユース受益者保護】 当事者を尋問し, ユース設定が認められれば, [コモン・ロー上の権利が受託者に帰属することは否定することなく,]良心と公平との名において (in the name of good conscience and equity), 受託者に対して, 土地を受益者のために保有し, 受益者が土地を使用・収益することを黙認するよう命じた。

・受託者に帰属する legal estate と受益者に帰属する equitable interest の並立

Common Lawのことば

- ① 12世紀以降, 国王裁判所が下してきた判決が集積してできた判例法体系(ないしはそれに由来する判例法体系)という意味. エクイティに対比される.
- ② ①の意味のコモン・ローにエクイティなどを加えた判例法という意味. 制定法に対比される.
- ③ 判例法のみでなく制定法も含めた, 全体としてのイギリス法という意味.
- ④ 英米法系に属する国々の法という意味. 大陸法に対比される.
- ⑤ 教会法に対して世俗の法という意味.